

公益財団法人大田区産業振興協会 Web サイトバナー広告掲載 取扱要綱

平成 27 年 3 月 2 日要綱第 59 号
産協事発 401 号理事長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人大田区産業振興協会（以下「協会」という。）が管理する Web サイトに民間事業者等のバナー広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の掲載位置)

第 2 条 バナー広告の掲載は、Web サイトのトップページのバナー広告枠内とする。なお、枠外の掲載については、理事長が特に必要と認める場合、掲載することができる。

(バナー広告の規格及び掲載料金)

第 3 条 バナー広告の規格及び掲載料金は、次のとおりとする。

(1) 規格（1 枠当たり）

縦 50 ピクセル（固定）、横 172 ピクセル（固定）、
ファイルサイズ 20 キロバイト前後
ファイル形式 GIF 形式（アニメーション GIF 不可）
なお、枠外のサイズについては、協議により決定する。

(2) 掲載料金については、要領に定めるものとし、協会から掲載決定の通知と共に発送する請求書に基づき、掲載前に指定の口座に振込みにて規定の料金を全額支払うものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、これを減額及び増額することができる。

(バナー広告の掲載期間)

第 4 条 バナー広告の掲載期間は掲載開始月から 1 か月単位とする。

2 広告掲載者の要望がある場合、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。ただし、複数年度にまたがる掲載は認められない。

(バナー広告掲載の申込み)

第 5 条 Web サイトにバナー広告を掲載しようとする者（以下、「掲載申込者」という。）は、Web サイトバナー広告掲載 申込書（別記 第 1 号様式）を理事長へ提出しなければならない。

2 申込みは、原則、掲載希望開始月の前々月の末日までとする。

(バナー広告の掲載基準)

第 6 条 掲載する広告は、大田区産業の振興に資するものとし、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (2) 責任の所在が不明確なもの
- (3) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張
- (8) 個人又は法人の名刺広告
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (11) 基本的人権を侵害するもの
- (12) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (13) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (15) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手續中の事業者
- (16) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (18) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項の規定により風俗営業と規定されている業種及び風俗営業類似の業種
- (19) たばこその他区民の健康上、好ましくないと思われるもの
- (20) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に係るもの
- (21) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (22) 消費者金融
- (23) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (24) 商品先物取引に関するもの
- (25) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (26) 占い、運勢判断に関するもの
- (27) 興信所、探偵事務所等
- (28) 結婚相談、交際紹介等を業とするもの
- (29) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネット異性紹介事業
- (30) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (31) 大田区競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- (32) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの

(33) 以上のほか、理事長が不適切だと判断したもの

(バナー広告の掲載決定等)

第7条 理事長は、前条の規定に基づく申込みがあったときは、前条に基づき速やかに審査のうえ広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは Web サイトバナー広告掲載 可否決定通知書（別記 第2号様式）により掲載申込者に通知するものとする。

3 掲載可の決定通知を受けた掲載申込者は、協会の指定する方法により作成したバナー広告原稿を協会が指定した期日までに提出するものとする。なお、作成経費は、掲載申込者の負担とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

付 則

この要綱は平成 27 年 3 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。